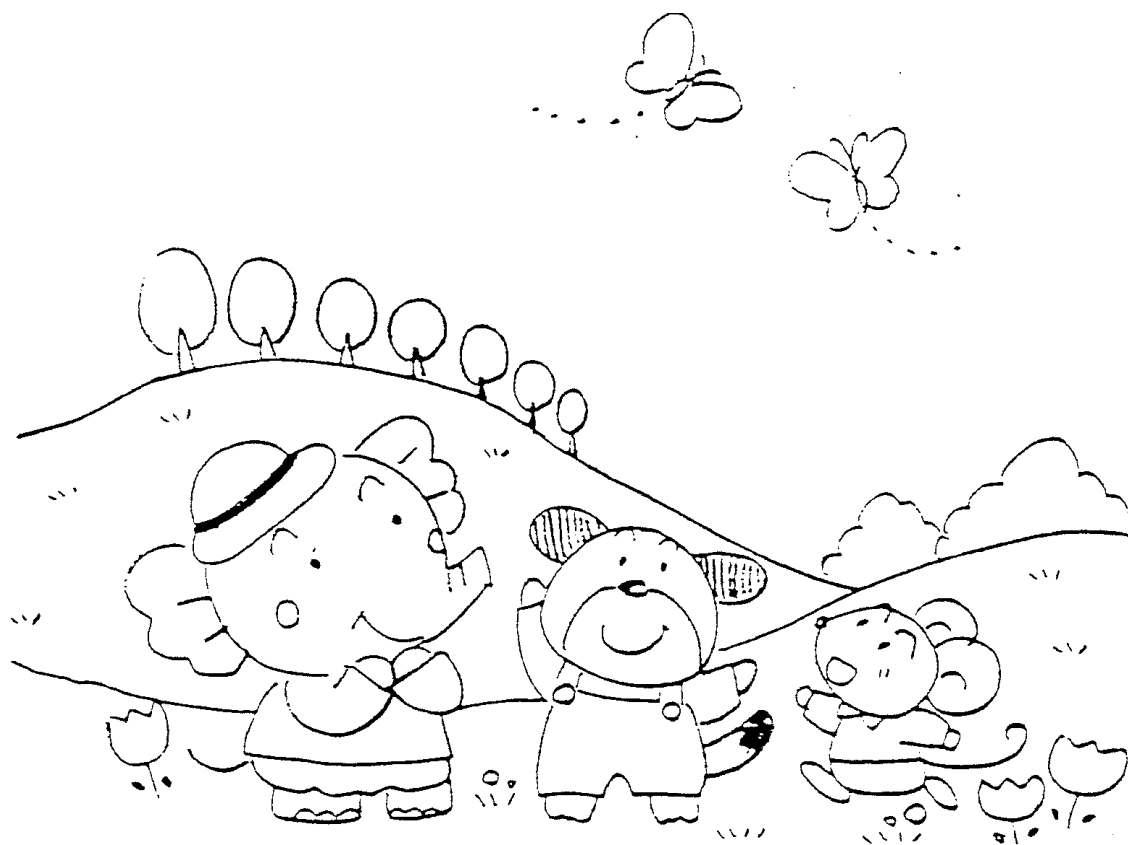


園のしおり

(重要事項説明書)



社 会 福 祉 法 人 筑 波 会

ひ じ り ほ い く え ん
聖 保 育 園

足 立 区 舎 人 1 - 3 - 1 3

T E L : 0 3 - 3 8 5 7 - 0 2 2 3

F A X : 0 3 - 3 8 5 7 - 0 7 2 0

園ホームページ : <https://t-hijirihoikuen.jp/>

保 育 園 の 概 要

*沿革（概要）

昭和52年12月1日	社会福祉法人筑波会設立
12. 1	足立区舎人1-3-9（当時）に保育園園舎建設起工
53. 4.	保育園園舎落成
5. 1	東京都知事より児童福祉施設設置認可を得、聖保育園開設
55. 8. 6	日本大学文理学教授 江澤 潔 理事長就任
57. 5. 6	江澤 澄子 園長就任
平成 2. 7. 7	江澤 澄子 理事長（園長兼任）就任
16. 4. 1	打矢 和也 園長就任
平成21. 9. 1	石川 俊昭 園長就任
平成22. 5. 8	石川 昭夫 理事長就任
平成23年度	大規模修繕工事
平成25年度	耐震補強工事
平成28. 2. 1	石川 俊昭 理事長就任

*利用定員数

0歳児 すみれ	1歳児 たんぽぽ	2歳児 すずらん	3歳児 ちゅうりっぷ	4歳児 ゆ り	5歳児 ひまわり	計
9名	15名	19名	19名	38名		100名

*職員構成

園 長	1名	（園の経営・事務・職員管理、他）
事 務 長	1名	（事務一般、園長の補佐）
主任保育士	1名	（指導計画の作成指導、保護者への助言・対応、全職員への総括指導、他）
副 主 任	2名	（ミドルリーダー、主任の補佐）
保 育 士	14名	（組を担当し、保育に従事すると共に研究、研鑽につとめる）
看 護 師	1名	（保健（計画作成及び指導）衛生管理、医薬品の整備保管、他）
栄 養 士	2名	（献立表の作成・整理、栄養指導、調理、アレルギー児対応、他）
調 理 員	1名	（調理、他）
非常勤職員	21名	（保育士・保育補助等）
嘱 託 医	1名	（園児・職員の健康診断及び保健指導、他）

※ 但し、社会情勢の変化により、児童数・職員構成が変更になります。

＊入 園 日 4月1日

＊入 園 及 び 退 園

(事前説明)「足立区保育の実施基準」による入園を希望する保護者に対して、運営規程の概要、苦情処理体制、事故発生時の対応内容等の事前説明を行うものとする。

(入園) 足立区保育の実施基準」による保育を必要とする乳児、幼児その他の児童のうち、本園に入園を希望する場合は、足立区指定の保育所入所申込書に必要事項を記載し、足立区長に申し込むものとする。本園に入園を希望する者が多数となり、定員を超える場合は、足立区が入園希望者全員にわたり「足立区保育の実施に関する条例施行規則」に沿ってその選考を行い、入所者を決定するものとする。

(退園) 現に在園中の入所児が「足立区保育の実施に関する条例施行規則」第24条に該当するときは、規定による措置を解除し、保護者より退園届を提出させ退園させるものとする。

＊開 園 時 間 開園時間は、午前7時30分から午後7時30分までです。

＊保 育 時 間 1. 保育標準時間で認定

保育園の開園時間（月曜日から土曜日の午前7時30分から午後6時30分）の範囲内で、子どもの状況、保護者の保育できない状況（勤務時間・通勤時間等）に応じて個々に決定します。

※保育時間調べを提出して頂きます。

2. 保育短時間で認定

午前8時30分から16時30分を原則的な保育時間とします。

※また、入園後しばらくの間、慣れ保育（時短保育）にご協力いただきます。

＊延 長 保 育 (自主事業) (0～2歳児) 開園時間内で上記保育時間を超えて保育を行う場合に、月々の保育料とは別料金を徴収し保育を行います。

(3～5歳児) 開園時間内で上記保育時間を超えて保育を行う場合には延長保育料を徴収し保育を行います。

延長保育事業実施要綱をお読み下さい。

保育時間調べを提出して頂きます。

＊給 食 費 【足立区に住民登録のある児童】（足立区民児童）

(副食食材費) ご負担いただく必要はありません。

【足立区に住民登録のない児童】（受託児）

受託児の方に関しては住民登録が有る自治体の基準に従っていただき

ます。

*年 末 保 育

実施しません

*休 園 日

日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

*保 護 者 会

令和5年度を以て活動を休止しています

※保護者会とは別に自主的に4歳クラス（ゆり組）に進級すると、卒園（記念品等）に向けて積立を行っています。積立のために会計を選出しております。5歳クラス（ひまわり組）では改めて、卒対役員を選出（会計・アルバム・写真e t c）し、運営されます。（園は関与しておりません。）

保 育 理 念

1. 子ども達が喜んで登園する保育園
2. 子ども達が多様な体験を通し基本的生活習慣を身につけ、幼児教育の基礎を学ぶ保育園。
3. 利用者に信頼され、安心して子どもを預けられる保育園。
4. 地域に親しまれ、地域と共存していく保育園。
5. 職員一人ひとりが向上心を持ち、能力を発揮できる保育園

保 育 目 標

“ 丈 夫 な か ら だ 、 や さ し い こ ゝ ”

1. 丈夫な子ども
2. 意欲をもって生活できる子ども
3. 仲間を大切にし、お互いの成長を喜びあえる子ども
4. 自然を愛し、すべての生命を大切にできる子ども

年 間 行 事 予 定

月	子 ども 参 加	保 護 者 参 加
4	入園日・園外保育（４・５歳児）・（花祭り）	クラス懇談会
5	子どもの日を祝う会（３～５歳） 園外保育（２～５歳）	
6	お泊まり保育（４歳児） 歯科検診（時期については変更あり）	
7	七夕の集い（３～５歳） 夏祭り プール（６月下旬～９月上旬）	
8	お泊まり合宿（５歳児）	
9	防災訓練（引き取り） 敬老の日の集い	防災訓練（引き取り訓練） 敬老の日の集い（祖父母）
10	運動会	運動会
11	七五三参拝 芋掘り遠足（５歳児） 園外保育（２～４歳児）	
12	お遊戯会 クリスマス会	お遊戯会
1	もちつき会	
2	節分 お店やさんごっこ（３～５歳児）	
3	ひな祭り会（３～５歳）・お別れ遠足（４・５歳） 進級式・卒園式	クラス懇談会 卒園式（５歳児のみ）

※身長、体重測定・お誕生会・避難及び消火訓練は月１回

※嘱託医による健康診断（０歳児は月１回、１～５歳児は年２回、歯科検診は年１回）

※視力検査（４・５歳児）

※体育指導：外部講師（３～５歳児：週１回 年３５回）

※まなびタイム：外部講師による学習指導（５歳児：年２２回 ４歳児：秋以降年４回）

※えいごであそぼう：外部講師（５歳児：年２４回程度）

※たてわり保育（３～５歳児：週１回～）

※料理保育等

※交通安全教室等

※保育参観（年数回）・保護者による「１日保育士体験」（２～５歳児クラス）

※グループ懇談会または個人面談

0歳児（すみれ組）の用意するもの

＜常備するもの＞

クラス 品名	0歳児 すみれ組
紙パンツ	10枚
着替上下	3
下着	3
布団カバー袋	1
布団用タオルシート	1
ブランケット（冬期）	1
タオルケット	1
歯ブラシ	*
ガーゼ （ミルクを飲む時期のみ）	3枚
汚れ物袋	3枚
ファスナー付きビニール袋	3枚
散歩ジャンパー	*

＜毎日持参するもの＞

クラス 品名	0歳児 すみれ組
おしぼり	3
食事用エプロン	3
よだれ掛け	3以上
汚れ物袋	1
着替え 上・下	1

※布団用タオルシートの大きさは別紙有り
※おしぼりのサイズ 30cm×30cm 位

○：園で用意

*：必要に応じて用意

- ☆ 布団カバー袋は P9 を参照。
- ☆ タオルケットは夏場、ブランケットは冬場のお昼寝時に使用します。サイズ等は P9 を参照。
- ☆ 金曜日は布団用タオルシート・ブランケット・タオルケット等を持ち帰り、洗濯して下さい。
- ☆ 紙パンツ（紙おむつ）はサブスク業者を利用することも可能です。別途、資料をお渡しします
- ☆ お尻拭き（大便）は園の物を使用
- ☆ 布団用タオルシート（大きさ、作り方は別紙参照）・布団カバー袋に名前用布を縫い付けて（アイロンパッチ等でも可）下さい。
- ☆ タオルケットは夏場、ブランケットは冬場のお昼寝時に使用します。サイズ等は P9 を参照。
- ☆ 紙パンツ（紙おむつ）はサブスク業者を利用することも可能です。別途、資料をお渡しします。

1 歳児（たんぽぽ組）・2 歳児（すずらん組）の用意するもの

<常備するもの>

クラス 品名	1 歳児 たんぽぽ組	2 歳児 すずらん組
紙パンツ	10 枚	10 枚
綿パンツ	—	*
着替え上下	3	2
下着	3	2
靴下	2	2
布団カバー袋	1	1
ベッドシーツ	1	1
おねしょマット(注 2)	—	*
ブランケット (冬期)	1	1
タオルケット	1	1
避難靴	○	1
避難靴袋	—	1
歯ブラシ	*	*
ファスナー付きビニール袋	2	2
汚れ物袋	2	2
散歩ジャンパー	*	*

<毎日持参するもの>

クラス 品名	1 歳児 たんぽぽ組	2 歳児 すずらん組
おしぼり	3	3
食事用エプロン	3	2
よだれ掛け	*	—
汚れ物袋	1	1
うがい用コップ	—	1 (注 1)
コップ入れ袋	—	1
着替え 上・下	1	1

※食事用エプロンの大きさは別紙有り
 ※カバー他、作り物は P9.P10 を参考に
 して下さい。
 ※おしぼりのサイズ 30cm×30cm 位

○：園で用意 *：必要に応じて用意

☆ 布団カバー袋は P9 を参照。

☆ タオルケットは夏場、ブランケットは冬場のお昼寝時に使用します。サイズ等は P9 を参照。

☆ ベッドシーツは P10 を参照。

☆ 紙パンツ（紙おむつ）はサブスク業者を利用することも可能です。別途、資料をお渡しします。

☆ （注 1）：コップは 200ml 以内でお願いします。

☆ （注 2）：おねしょマットは、2 歳（すずらんぐみ）になって担任と相談の上、ご用意下さい。

☆ 金曜日はベッドシーツ・タオルケット等を持ち帰り、洗濯して下さい。

☆ 歯ブラシは年間 1 2 本 3 ヶ月毎に 3 本ずつ集めます。

☆ お尻拭きは園の物を使用

☆ 料理保育の時は、エプロン、三角巾、マスクを使用。（2 歳児）

☆ 避難靴は訓練を行った日の週末に 2 歳児は持ち帰りますので洗って下さい。（乾かなくても、週明けに持って来て下さい。園で乾かします。）

☆ 散歩ジャンパーのタグ部分にかけひもを付けて下さい。

☆ 散歩ジャンパーはフードのないものを選んでください。

3歳児（ちゅうりっぷ組） 4歳児（ゆり組） 5歳児（ひまわり組）の用意するもの

<常備するもの>

クラス 品名	3歳児 ちゅう りっぷ 組	4歳児 ゆり組	5歳児 ひまわり 組
着替上下	1	1	1
下着上下	1	1	1
布団カバー袋	1	1	—
タオルケット	1	1	—
ブランケット（冬期）	1	1	—
おねしょマット	*	*	—
ベッドシーツ	1	1	—
靴下	1	1	1
避難靴	1	1	1
避難靴袋	1	1	1
ファスナー付き ビニール袋	1	*	*
汚れ物袋	2	*	*

<毎日持参するもの>

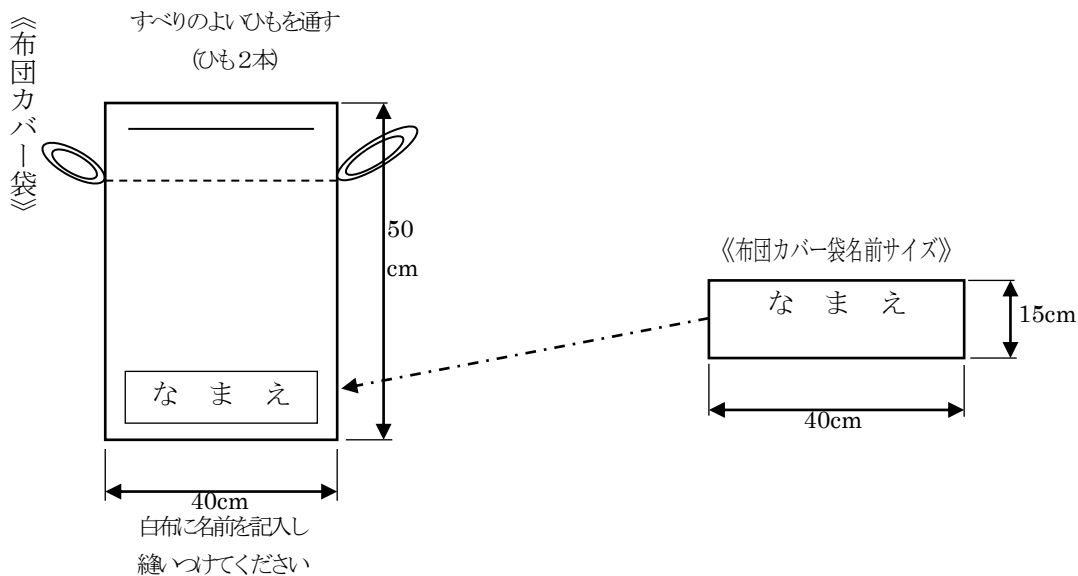
クラス 品名	3歳児 ちゅう りっぷ 組	4歳児 ゆり組	5歳児 ひまわり 組
歯ブラシ	*	*	*
通園カバン	1	1	1
出席ノート	○	○	○
おしぼり	1	1	1
おしぼりケース	1	1	1
うがいコップ(注1)	1	1	1
コップ 入れ袋	1	1	1
ハンカチ	—	*	1
料理保育セット	*	*	1
水筒	通年で使用します		
着替え(上・下) (袋に入れて)	1	1	—

○：園で用意 *：必要に応じて用意

- ☆ 布団カバー袋は P9 を参照。
- ☆ タオルケットは夏場、ブランケットは冬場のお昼寝時に使用します。サイズ等は P9 を参照。
- ☆ ベッドシーツは P10 を参照。
- ☆ (注1) うがいコップは取っ手のない 200ml 以内でお願いします。
- ☆ 料理保育で使用するものはエプロン・三角巾・マスク・巾着袋です。(3～5歳児)
- ☆ 金曜日はベッドシーツ・ブランケット（タオルケット）を持ち帰り洗濯して下さい。
- ☆ うがいコップは毎日持って来て、降園時に持ち帰り洗って下さい。
- ☆ 歯ブラシは年間12本3ヶ月毎に3本ずつ集めます。
- ☆ 着替えについての説明は P18 を参考にして下さい。
- ☆ 避難靴は訓練を行った日の週末に持ち帰りますので洗って下さい。(乾かなくても、週明けに持って来て下さい。園で乾かします。)
- ☆ 水筒の持参をお願いします。
 - ①中身はお茶等、糖分、甘味の入っていないものを入れて下さい。
 - ②肩からかけられるひも（ストラップ）付きの物をお願いします。
 - ③コップを使用せず直接飲める物をお願いします。
 - ④保冷効果のある物をお願いします。
 - ⑤容量はおおむね 350～500ml の大きさの物をお願いします。
 - ⑥名前は蓋の頭・本体・ひもに書いて下さい。(シール可)
 - ⑦毎日持ち帰ります。(フタ、パッキンは毎日洗い清潔に保ちましょう。)
 - ⑧補充は麦茶等を園にて入れます。
- ※水筒は午睡中に洗浄機で洗い、麦茶を補充しています。
- ☆ 散歩ジャンパーのタグ部分にかけひもを付けて下さい。
- ☆ おしぼりのサイズ 30cm×30cm 位にして下さい。
- ☆ 料理保育セットは三角巾・マスク・エプロン・袋です

布団カバー袋・その他のサイズ

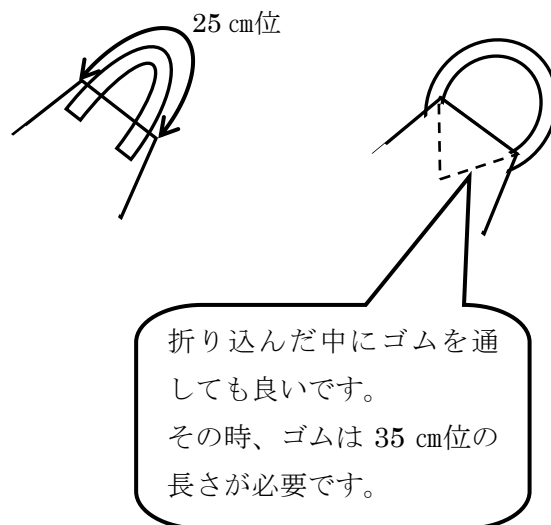
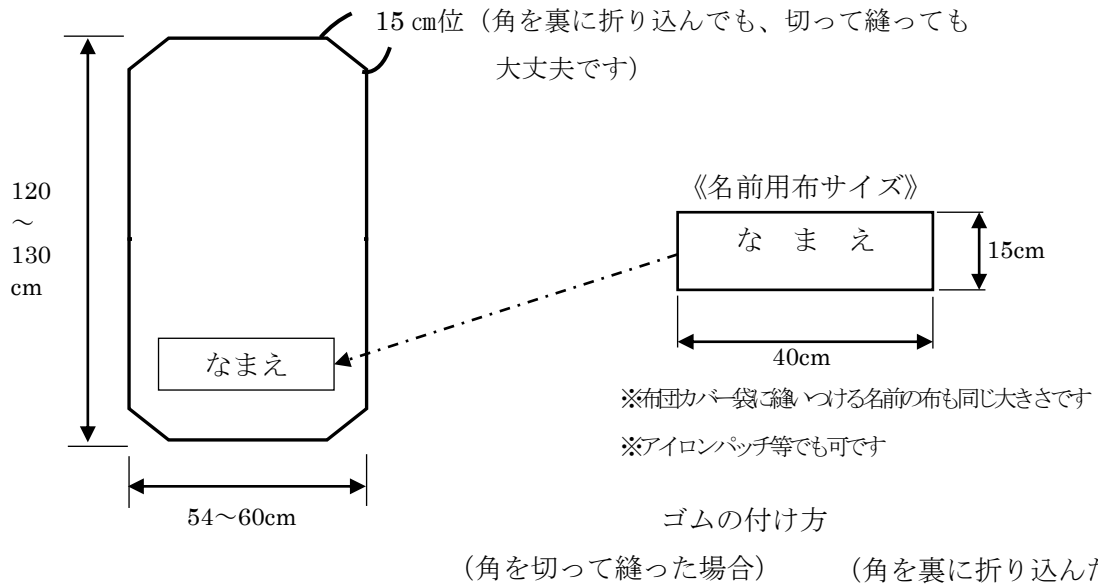
- ☆ ブランケット・タオルケットのサイズは（おおむね 100cm×70cm 程度）です。
- ☆ 布団カバー袋のサイズ(50cm×40cm 程度)
- ※ 児童の取り扱いが難しくなるため、布団カバー袋はキルティングで作るのはおやめ下さい。
- ☆ 名前用布のサイズ（縦：15cm 横：40cm）：布団カバー袋
- ※白布に名前を記入し、縫い付けて（アイロンパッチ等でも可）下さい。
- ☆ ブランケット・タオルケットには同様に名前用布を縫い付けるか、大きく解りやすく名前を書いてください。
- ※アイロンパッチ等でも可ですが、素材によってはアイロンができなかったり、剥がれやすかったりするので気を付けてください



- ※ベッドシート・ブランケットなどは入園前面談時、または
来園にて実物をご覧下さい。
- ※サイズが合えば手作りでも市販のものでも構いません。
(名前は必ず付けてください)

ベッドシート

※ベッドのサイズは 133cm×55cm です。



ゴムの幅は 1.5~2cm のものを使用

ベッド専用のシートを一枚 2,700 円で購入することも可能です。
また、通販等で販売もしているようです。
ベッドシートを作成する時間がとれない方は購入も検討ください。

保 育 園 の 一 日

時 間	0 歳 児 ～ 2 歳 児	時 間	3 歳 児 ～ 5 歳 児
7 : 3 0	登園・健康状態視診 おむつ交換・検温（0・1歳児） 合同保育	7 : 3 0	登園・健康状態視診 合同保育
8 : 3 0	登園・健康状態視診 年齢別（クラス別）保育 自由遊び・体操	8 : 3 0	登園・健康状態視診 年齢別（クラス別）保育 自由遊び・体操
9 : 1 5	おやつ（0・1歳児）	9 : 3 0	朝の体操
9 : 2 0	おやつ（2歳児）		
1 0 : 0 0	クラス別一斉保育	1 0 : 0 0	クラス別一斉保育
1 1 : 0 0	昼食準備・昼食 離乳食（0歳児）	1 1 : 3 0	昼食準備・昼食
1 2 : 0 0	午睡準備・午睡	1 2 : 3 0	午睡準備・午睡 5歳児は午後活動
1 5 : 0 0	目覚め・着替え 離乳食（0歳児）	1 5 : 0 0	目覚め・着替え
1 5 : 3 0	おやつ準備・おやつ	1 5 : 3 0	おやつ準備・おやつ
1 6 : 0 0	降園準備・遊び 順次降園	1 6 : 0 0	降園準備・遊び 順次降園
1 6 : 3 0	合同保育	1 6 : 3 0	合同保育
1 8 : 3 0	合同保育時間終了 延長保育開始	1 8 : 3 0	合同保育時間終了 延長保育開始
1 9 : 3 0	延長保育時間終了	1 9 : 3 0	延長保育時間終了

※7:30～8:30 16:30～19:30 は保育時間調べによる勤務時間の証明が必要です。

※午前のおやつは牛乳のみです。

※延長保育は満1歳～です。

生活リズムを整えるために

子どもの生活リズムを考えると、基本はやはり「早寝・早起き・朝ごはん」です。これは足立区として取り組んでおります。

今の子どもたちは乳児期から夜型で、当園でも例外ではなく、むしろその傾向は強まっています。

夜遅く寝る→朝自然に目覚めることができず、起こされないと起きない→起きぬけは朝食がおなかに入りにくいし、ゆっくり食べる余裕もない→朝の排便サイクルが一定せず、便秘になることもある。

このような調子では保育園に来て朝からあくびをしていたり、遊びに集中できずに機嫌が悪くなります。園では日課に乗れず、帰宅後も夜遅くなつての就寝と悪循環が続いてしまいます。

また、すみやかに排泄すべきものを腸内にためていると、特に腸が鋭敏で吸収力が盛んな子どもの場合、たちまち便中の有害成分が吸収され、心身に悪影響を及ぼします。

おなかが張る・食欲不振・集中力の低下・イライラする・ボーとした状態が続くと日常生活に支障をきたします。

もうひとつは、テレビの見せ方です。視力形成期にある乳幼児の場合、長時間テレビを見ることは視力の低下につながります。また、テレビを見すぎると受動的・衝動的な人間に育ってしまうとは多くの学者・研究者の指摘するところです。せめて、食事の時間はテレビを消して、ゆっくり味わいながら楽しく食事をして欲しいものです。

1. 夜は9時までに就寝させましょう。
2. 朝は7時までに起床させましょう。
3. 顔を洗い、髪の毛の長いお子さんは家庭できちんと髪を結び登園準備をしましょう。
4. 登園の1時間前には朝食を摂りましょう。
5. 排便をすませてから登園しましょう。(必ずトイレに座りましょう。)
6. 食事中にテレビをつけないことを守りましょう。

約 束 と お 願 い (園生活)

- ☆ 朝は9時00分には退室できるように登園しましょう。登園・お迎えの時間を守りましょう。
- ☆ 遅刻・欠席・早退は当日8時50分までにコドモン（連絡帳システム）に入力をして下さい（登園時以降に入力されますと把握ができないので登園時までには入力済みにして下さい。尚、8時50分以降の連絡は電話をお願いします）。
- （遅刻する場合でも10時までには登園して下さい。）※1
- ☆ 登園許可証をもらう等、病院に通院した後に登園する場合のみ登園時刻を11時とします。
- ☆ 仕事等で申請したお迎え時刻をすぎる場合には、必ず園に連絡ください。また、8時30分前に登園する場合でも同様に連絡ください。
- ☆ 朝夕の送り迎えの際は、必ず室内に入り、職員にお声をかけて下さい。
- （黙っておいていたり、連れて帰ったりしないように願います。）
- ☆ 保護者（又は中学生以上で決められた人）以外の方のお迎えは認めません。
- ◎ やむを得ず、保護者又は決められた人以外の方がお迎えに来られるときは事前に連絡をお願いします。連絡のない場合は認められません。
- （尚、初めての方の場合は身分証明書等を提示して頂きます。）
- ☆ 保育園からの「お知らせ」はコドモンにて配信します。日々のコドモンでのやりとりも大事なことです。家庭と園の相互の様子を伝えあいます。
- 月初には園だよりを配布します。毎月の保育への取り組みや行事、連絡事項とともにエピソード、家庭への呼びかけなどを盛り込んでおりますので必ず目を通してください。
- ☆ ご家庭の事情（住所・勤務先・勤務時間・電話番号等）が変わったときは連絡して下さい。
- ☆ 「おもちゃ・菓子・食べ物・飲み物」（その他お子様が園で使用しないモノ）を持って登園させないで下さい。
- ※園児の中には、食物アレルギーを持つ児もおります。児同士での悪気のない授受により誤食事故が起きる可能性も有ります。また、小さいおもちゃやお菓子は誤飲、誤嚥にも繋がります。
- ☆ 忘れ物ゼロで支障なく生活が送れる習慣を付けましょう。（子どものみならず、保護者ご自身も園生活をご理解ください。）着替えの補充、汚れ物袋、コドモン入力等を忘れやすと支障が出ます。また、幼児組におきましては親子で前夜のうちに持ち物チェックをし、慌てることなく登園できるようにしましょう。小学校入学までの準備期間と考え、「忘れ物をしてはいけない」という意識を育てていきましょう。

※1： 登園から10時までの時間が子ども達の脳（心身）の働きの準備運動となり、この時間に子ども達は親と離れて気持ちの切り替えをし、園生活に入っていきます。

「毎日同じ」の生活リズムによって子どもはストレスなく楽しく園生活を送れます。

0歳児クラスは特にこの時間が大切です。

約 束 と お 願 い (保護者の方へ)

利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 園内で喫煙をすること。
- (5) 行事等、園での許可がない場合に飲食をすること。(ガム等も含む)
- (6) 園の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (7) 故意又は無断で、園もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- (8) 区役所から何度も指摘されておりますが、保育園の登降園といえども違法駐車になります。

また近隣や通行車両に迷惑をかければ警察に通報されることも予想されます。園で借りている駐車場を必ず使用してください。また、朝のみセイムスの駐車場の一部を使用することが可能ですが、登降園については「出来るだけ徒歩」「出来るだけ自転車」をご協力ください。

尚、お子さまが一人で自転車に乗っての登園(行事時も)も危険のためおやめ下さい。

- (9) 個人名、住所、電話番号等だけではなく、写真や映像も個人情報にあたります。これらをビラ、ポスター等の印刷物、ブログやフェイスブック、X(旧ツイッター)、Youtube等のSNS等に対象者の許可なく掲載する事は、モザイク処理等で個人情報を隠しているつもりでもトラブルになるケースがありますのでおやめください。

(10) 当園では、保育標準時間認定のご家庭でも、保護者(父母を問わず)の方のお仕事がお休みの場合で、保育に欠ける特別な事情がない限りは保育短時間認定での保育時間内(8:30～16:30)での保育をお願いしております。また、お仕事が早く終わった場合等も、申請した保育時間にかかわらず、お子さんのために出来るだけ早くお迎えに来て下さい。普段の園生活に問題はなくとも、未就学児はまだまだ保護者の方と一緒にいるひとときが必要です。お子様のためにご配慮下さい。

.....
☆ご存じですか?☆

ファミリーサポートセンター(子育て支援サービス)の紹介

主な活動内容は

- ・ 保育園・幼稚園の送迎やその後のお預かり
- ・ 保育施設等の登園前のお預かりと送迎 など

※お子さんをお預かりする場所は提供会員のご自宅です。

利用日時・利用料金・会員登録方法等につきましては下記へ

あいあいサービスセンター

東京都足立区西新井2-11-4

TEL: 03-3856-0274

FAX: 03-3856-0299

※登録から利用までは時間がかかります。必要な方は早めの登録をお願いします。

給 食

以下の食品は、お子さんの成長に合わせて園で提供する食品です。お子さんにとって安全な食品であるか（食物アレルギー反応の有無等）を確認するため、園給食で提供する前に家庭で2回以上食べてみましょう。

	離乳の開始			→ 離乳の完了
月 齢	生後5・6か月頃	7・8か月頃	9～11か月ごろ	12か月～
	初期	中期	後期	幼児期
調理形態	なめらかにすりつぶす (ポタージュくらい)	舌でつぶせる (豆腐くらいの硬さ)	歯ぐきでつぶせる (バナナくらいの硬さ)	歯ぐきで噛める (肉団子くらいの硬さ)
味つけ	だし(かつお・こんぶ)	素材を生かした味付け 調味料(しょうゆ、みそ、砂糖)少量使用		薄味

				追加する食材
米類	米			
パン		食パン(パン粥)		
麺類		うどん	スパゲティ (マカロニ含む)	中華麺
その他穀類				
いも類・片栗粉	じゃが芋・さつまいも	里芋		
魚類	白身魚(カレイ・タラ) ・しらす	鮭	カジキ、ツナ(マグロ)、ブリ、イワシ	えび、あさり、鯖
肉類		鶏肉	豚肉	豚レバー
卵類		卵黄	全卵	
乳製品	粉ミルク	加熱用牛乳※2		牛乳、ジョア
豆類・豆製品	豆腐			
野菜	人参・玉葱・大根・かぼちゃ・ トマト・小松菜・きゅうり・ なす・ほうれん草・キャベツ・ ブロッコリー・白菜・かぶ	もやし、チンゲン菜、 長葱、クリームコーン 缶、枝豆(ペースト状) ※3	インゲン、きのこ類、 ごぼう	アスパラガス、オクラ、レタス、 ニラ、蓮根、たけのこ、 パセリ、セロリ、生姜、にんにく
果物	バナナ、りんご※1	苺、柑橘類※4		パイン缶
海藻		のり(青のり)	わかめ	
油脂類		油、バター		
種実類		ごま		
調味料	かつおだし・昆布だし	みそ、しょうゆ、砂糖、 塩	酒、みりん、酢、中濃 ソース、梅干し、ベー キングパウダー	カレールウ(はちみつ無し)、 オイスターソース、コンソメ
その他	麦茶			

※1 りんごは進級するまで加熱してすりおろして提供します。

※2 加熱用牛乳とは、沸騰して冷ました牛乳のことです。(スプーン1杯程度お試しください。)

※3 枝豆は、保育園ではペースト状で提供します。(豆の状態ですと誤飲の恐れがあります。)

※4 柑橘類は、グレープフルーツ・みかん・美生柑・甘夏・清見オレンジ等を提供します。(なお、バレンシアオレンジは食物アレルギーを起こしやすいため進級するまでにご家庭で2回お試しください。)

- ※5 果物は幼児期になるまで加熱して提供します。
- ※6 1歳になるまでは、乳児ボツリヌス菌感染予防のため、はちみつ（カステラ等）や黒糖を含む食品は提供しません。
- ※7 塩蔵わかめはエビやカニが混入していることがあるため使用せず、乾燥わかめを使用しています。

給 食 2

- ☆ 楽しい雰囲気の中で、みんなで食事することによって極端な偏食をなくし、意欲的で丈夫な心身の発達ができるように働きかけます。
 - ☆ 子どもにとって望ましい日課の中で、一人ひとりの子どもの状態をつかみながら、質・量・栄養及び食品のバランスを考え、子どもの楽しみにつながるような給食を用意します。
 - ☆ アレルギーをお持ちの方はご相談下さい。個々の状況に応じて**対応できる範囲で対処します**。その際、必ず医師の診断が必要となります。最低年1回は検査を受け、検査結果と診断結果を園に提出願います。また、対応しきれない場合には代替食品を持参していただきます。
 - ☆ 食事のマナー（器を持つ、おさえる、スプーン、フォーク、箸を正しく持つ、姿勢を正しく食べこぼしがなくなる、挨拶が出来る、時間内に完食する等）をしっかりと身につけられるよう年齢にそった働きかけをします。
-
1. 毎月の献立表にはよく目を通しましょう。
※おうちのどこかに貼り、いつでも見られるようにしましょう。
 2. 毎日、玄関の給食サンプルをご覧ください。
※クラス毎に食する量が違います。サンプル量を1週毎に変えておりますので参考にしてください。
 3. 子どもの味覚は大人の2倍も敏感です。濃い味の物ばかり摂取し続けると、将来生活習慣病になってしまう危険性もあります。薄味にする事で様々な物の“うまみ”を引き出し、味の違いを経験できるように調理を行っております。おうちでも気をつけてみて下さい。
 4. 食事について気になることやご意見は遠慮なくお聞かせ下さい。

はだし保育

園生活において、子ども達の主とする仕事は遊びです。各担任が先頭に立ち遊びを楽しみ子ども一人一人が十分に遊び込めるようにすすめています。こうした中でぶつかっている問題の一つは「身体を自由に動かせない。」「うまく走れない。」と言った事が原因で遊びを発展させられないという事です。子ども達が自分の意志で、身体を自由に動かす能力を身につける、育てる為の方法の一つとしてはだし保育を年間を通じ取り入れています。

運動の基礎能力は10歳までにどのような動きをしたかでほとんどが決まるとされています。

足の指と足裏の筋肉はつながっています。足指を使う事で運動能力を司る神経を刺激する事ができ、筋肉を発達させ、能力が高まるとの事です。

－はだしで過ごす事の効果－

- ・脳の活性化
- ・土踏まずの形成が促される
- ・運動能力の向上
- ・バランスのとれた強い身体を作る

※5歳児は就学に向けて（就学時健診が始まる月）から上履を履いての生活に慣れていきます。

お 昼 寝

足立区では5歳児のお昼寝を無くしていく取り組みがなされております。アドバイザーとして福田和彦江戸川大学教授（睡眠学）を迎え、お昼寝について区の方針を決定しました。その際、当園を含めた私立園の職員にも福田先生の講習を受講させて頂きました。お昼寝の必要性（年長組には必要ない）だけではなく、休憩の方法等についてもご指導頂きました。

聖保育園でも足立区の方針に賛同し、指導に沿った形でひまわり組（5歳児クラス）は午睡をいたしません。

また、1・2・3・4歳児クラスへのお昼寝ベッドを使用しております。

理由としては

1. 床に直接布団を敷くことがないので埃が立たない。
2. 汗などで湿ってもすぐに乾く。
3. 布団の綿とは違いダニ等が住みつくことがない。
4. 消毒液で直接拭くことも出来る。

上記が挙げられ、衛生的にも健康的にも保育環境が大変良くなりました。

午睡（午後睡）をとらない生活に慣れる。（5歳児クラス）

「午睡をしない生活に慣れる」ということは体力の有無ではなく生活リズムと同様に「習慣」をつけるということが大事とされています。そして、その習慣がしっかりと身につく（脳でコントロールする）には1年という期間が必要とされます。

お昼寝をしない午後の過ごし方は、午前中の生活に応じ、室内外での活動を設定していきます。その中で静と動をうまくコントロールしていきます。

服 装

服装はその人の個性を表すものです。個を尊重する当園の精神から、服装は決めていません。通園には洗濯のゆきとどいた活動しやすいものを着用させて下さい。

子どもは大人より体温が高く、動きも激しいうえに皮膚の発汗面積が少ないため、寒さよりも暑さに弱いものです。冬は大人より1枚くらい薄着で充分でしょう。

- ☆ 生地 → 綿地のものがより良い。(合成・化繊は汗とりが悪く肌によくない)
ズボン(半ズボン)又はキュロット
(スカート付きズボン:安全性を考慮した上で保護者が判断して下さい。)
- ☆ デザイン → ひとりで着脱・調節できるもの。子どもの衣服は外観の良さよりも動きやすいことが一番です。また、危険防止のため、フード付きのシャツ・ジャンパーはおやめ下さい。また、後ろボタン、裾丈の長い洋服などは家庭生活での着用をお願いします。(長い袖・裾の丈は調節して下さい。)また、小さいお子さんはスパンコールや小さなボタンなど服から外れると誤飲・誤嚥の危険性があります。ご配慮ください。
- ☆ 修繕 → とれかかったボタン・ホック・伸びきったゴム等は修繕して気持ちよく着られるようにしましょう。
- ☆ 靴 → 歩きやすい、足にあった運動靴を履かせましょう。
(大きすぎたり、小さすぎたり、厚底の靴は歩きにくいだけでなく、転んだり、つまづいたりして事故につながります。)
- ☆ 肌着 → 肌着、Tシャツともサイズや素材、或いはデザインはお子さんに適したものををお願いします。Tシャツ一枚の着用の場合、お子さんの体調に応じて肌着の着用をお願いする事もあります。肌着メーカーの研究ではサイズや素材が適したものであれば、真夏でも肌着を着た方が体に良いという研究結果もあります。
- ☆ 薄着 → 外気温が感じられ、暑さ、寒さに対する皮膚の適応能力が高まり、体に本来備わっている調節機能や健康機能を高めることが出来、丈夫な体を作ります。
 - ・厚手の服より薄手の服を重ね着する。(3枚くらいまで)
 - ・大人より1枚少なく。
 - ・襟ぐり・脇・袖口の締まったもの。
 - ・長ズボンは病後および、冬季のみとしましょう。
- ☆ 調節 → 気温の変化によって手軽に調節できる衣類(ベスト等)にしましょう。
- ☆ 髪の毛を結ぶゴム → 飾りの付いていないノーマルなゴム、色、柄は自由です。
- ☆ 名前 → 糸で縫い付けるか、又は油性のマジックではっきり書く。 (兄弟の場合で上のお子様のを使用する場合は必ず名前を書き替えて下さい)
- ☆ 清潔 → 下着等、毎日取り替える習慣を身につけましょう。
- ☆ 忘れ物(なくし物) → 気がついたら直ぐに担任にお申し出下さい。

1 日保育士体験

現在では子育て支援を保育園に求められるようになりましたので、2.3.4.5 歳児クラスの保護者の方を対象に「1 日保育士体験」をしていただく機会を設けさせていただきました。お忙しい毎日とは存じますが、よろしかったらご参加下さい。

目 的

保育園における子どもの活動を見ることで、自らが保育士としての体験を通して子育てに対する幸せと、親としての役割を実感する。

内 容

子どもと一緒に遊び・保育士の手伝いをする事で子どもの園生活の様子を知ってもらう。
子どもに対しての関わり方、接し方を知ってもらう。
遊び方を知ってもらう。

対 象 ク ラ ス

すずらん組（2 歳児クラス）（運動会終了後からになります）

ちゅうりっぷ組（3 歳児クラス）

ゆり組（4 歳児クラス）

ひまわり組（5 歳児クラス）

※各クラス 1 日 1 名の一回参加限定です。

※ご兄弟が居るご家庭でも 1 回の体験では申し込んだクラスのための体験となります。

日 時

- ・GW 後～夏祭りの期間、運動会終了後～11 月上旬、1 月中旬～2 月末の土・日・祭日・園行事以外の 1 日
- ・8：30～16：00（8：30～10 分程度オリエンテーションがあります。）
- ・半日ではなく、1 日可能な日をご指定下さい。

持 ち 物

- ・持ち物などは、申し込みをされた時に別紙にて細かく説明致します。

申 込 み

- ・参加日の 1 週間前までにお願いします。
- ・費用は発生しません
- ・各クラスに日程表を掲示しますので、参加可能日を担任にお伝えください。。

保 健

保育園生活を楽しく過ごすために

1. 毎日の生活リズム（食事・睡眠・排泄＝基本的生活習慣）を整えましょう。
 - ① 登園前に洗顔（歯磨き）、排便を済ませる。（下痢・軟便があった場合はお知らせ下さい。）
 - ② 怪我の防止のためにも手足の爪は短く切ること。又、長い髪は清潔にまとめ、夏季はなるべく短めにしましょう。
2. 毎日の健康状態には特に留意しましょう。
 - ① 登園前に体温・食欲・機嫌・全身状態（発疹、目の充血他）をよく見ましょう。
健康上、気になることがあれば、登園時に必ず保育士又は看護師に伝えて下さい。
前日、病気等で欠席した場合は特にご注意下さい。
 - ② 発熱の場合は自宅でゆっくり休養させましょう。 親の都合で無理をさせると結局病気を長びかせることになります。
(各自、お子様の平熱及び高熱の状態を知っておきましょう。)
 - ③ 予防接種後の当日は、状態の観察と安静を保たせるためにも家庭保育をおねがいします。
 - ④ 医師への受診後に登園する場合は、園への連絡時に受診理由をお伝え下さい。
 - ⑤ 持病のある児童については事前にお知らせください。事前に話し合い、どのような症状が出るのか？また、症状が出た場合の連絡のタイミングを確認します。
3. 保育中の怪我について
保育中にけがをし、医師の専門的治療を要するときは園のほうで受診します。
実費は園側で負担します。
4. 病気等によるお休みとお迎え連絡の基準について
保育所における感染症対策ガイドライン（こども家庭庁）に基づき、以下のように定めます。

発熱時

お休みの基準	お迎えの連絡の基準
・ 24 時間以内に 38℃以上の熱が出ている ・ 24 時間以内に解熱剤を使用している ・ 朝から 37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い ・ 食欲がなく朝食・水分が摂れていない	* 38℃以上の発熱がある * 38℃未満であっても ・ 元気がなく機嫌が悪い ・ 咳で眠れず目覚める ・ 排尿回数がいつもより減っている ・ 食欲なく水分がとれない ※ 熱性痙攣の既往児は医師の指示に従う

下痢

お休みの基準	お迎えの連絡の基準
・ 24 時間以内に 2 回以上の水様便がある ・ 食事や水分を摂ると下痢がある（1 日に 4 回以上の下痢） ・ 前日まで下痢をし、登園までに普通便の確認が取れていない ・ 下痢に伴い、体温がいつもより高めである ・ 朝、排尿がない	・ 食事や水分を摂ると刺激で下痢をする ・ 腹痛を伴う下痢がある ・ 下痢便が 2 回以上みられる ※登園前に下痢便をしてきた場合には、園で一度の下痢でもお迎えの連絡をします。

嘔吐

お休みの基準	お迎えの連絡の基準
*24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある *嘔吐に伴い、 ・ いつもより体温が高めである ・ 食欲がなく、水分もほしがらない ・ 機嫌が悪く、元気がない ・ 顔色が悪くぐったりしている 等の症状が見られたとき	・ 咳を伴わない嘔吐がある ・ 元気がなく機嫌、顔色が悪い ・ 2 回以上の嘔吐があり、水を飲んでも吐く ・ 1 回でも大量の嘔吐がある ・ 吐き気がとまらない ・ お腹を痛がる ・ 下痢を伴う

咳（せき）

お休みの基準	お迎えの連絡の基準
*前日に発熱がなくても ・ 夜間しばしば咳のために起きる ・ 喘鳴や呼吸困難がある ・ 呼吸が速い ・ 37.5℃以上の熱を伴っている ・ 元気がなく機嫌が悪い ・ 食欲がなく朝食・水分が摂れない ・ 少し動いただけで咳がでる 等の症状が見られる場合	・ 咳があり眠れない ・ ゼイゼイ、ヒューヒュー音があり眠れない ・ 少し動いただけでも咳がでる ・ 咳とともに嘔吐が数回ある 等の症状が見られたとき

発疹（ほっしん）

お休みの基準	お迎えの連絡の基準
- 発熱とともに発しんのあるとき - 今までになかった発しんが出て、感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示されたとき - 口内炎のため食事や水分が取れないとき - とびひの場合 顔等で患部を覆えないとき 浸出液が多く他児への感染のおそれがあるとき かゆみが強く手で患部を掻いてしまうとき	*発しんが時間と共に増えたとき - また以下のような症状が見られた場合 - 発熱してから数日後に熱がやや下がるが、24 時間以内に再び発熱し赤い発しんが全身に出てきた。熱は 1 週間くらい続く（麻疹） - 微熱程度の熱が出た後に、手の平、足の裏、口の中に水疱が出る。膝やおしりに出ることもある（手足口病の疑い） 38℃以上の熱が 3～4 日続き下がった後、全身に赤い発しんが出てきた（突発性発しんの疑い） - 発熱と同時に発しんが出てきた（風しん、溶連菌感染症等の疑い） - 微熱と両頬にりんごのような紅斑が出てきた（伝染性紅斑の疑い） - 水疱状の発しんがある。発熱やかゆみは個人差がある（水痘の疑い）

※園生活は集団生活です。感染症を蔓延させないためにも上記基準を守り、早めに医師の診を受けてください。

4. 感染症について

集団生活をする保育園で、病気の流行や感染から子どもたちを守るために、学校保健法では、うつす病気について出席停止期間を定めています。

当園でもそれにそって、以下の病気にかかった時は、保育園をお休みしていただいています。★印は通園に際し、足立区医師会が発行する登園許可証を書いてもらって園に提出してください。◎印は医師の登園許可が出た上で保護者が記入した許可証を園に提出してください。（登園許可証は園でも配布いたします。）

※足立区ホームページでもダウンロードできます。検索サイトで「足立区 登園許可証」と入力して検索して下さい。

- ① ◎ インフルエンザ（様疾患） 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
◎ 新型コロナウイルス感染症

- ② ★ 百日咳 特有の咳が消失するまで、または適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

- ③ ★ 麻疹（はしか） 解熱した後3日を経過するまで

- ④ ★ ポリオ（小児まひ） 急性期の主要症状が消退するまで

- ⑤ ★ ウイルス性肝炎 主要症状が消退するまで

- ⑥★流行性耳下腺炎（おたふく風邪） 耳下腺の腫れが消失するまで、腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで

- ⑦ ★ 風疹（三日はしか） 発疹が消失するまで

- ⑧ ★ 水痘（水ぼうそう） 全ての発疹がかさぶたになるまで

- ⑨ ★ 咽頭結膜熱（プール熱） 主要症状が消退した後2日を経過し、医師が感染の恐れが無いと認めるまで

- ⑩ ★ 流行性結膜炎（はやり目） 医師において伝染のおそれがないと認めるまで

- ⑪ ★ 急性出血性結膜炎 医師において伝染のおそれがないと認めるまで

- ⑫ ★結核……………感染のおそれなくなるまで

- ⑬★腸管出血性大腸菌感染症 伝染のおそれがないと医師が認めるまで
(0-26, 0-55, 0-104, 0-111,
0-126, 0-145, 0-157 等の大腸菌)

⑭◎ヘルパンギーナ	発熱がなく、口腔内の水痘・潰瘍の影響がなく、普段通りの食事が取れる
⑮◎手足口病	同上
⑯◎溶連菌感染症	有効治療を始めてから24時間が経過し全身状態が良好
⑰◎乳児嘔吐下痢症 (ロタウイルス等)	主な症状がほとんど消失し、主治医が登園して差し支えないと認めたとき
⑱◎感染性胃腸炎（小型球形ウイルス、S R S V）	同上
⑲◎マイコプラズマ肺炎	同上
⑳◎R S 感染症	症状が改善し全身状態が良好になったとき
㉑◎りんご病（伝染性紅斑）	主な症状がほとんど消失し、主治医が登園して差し支えないと認めたとき
㉒アデノウイルス感染症	主な症状が喪失した後、2日を経過し、医師が登園して差し支えないことを認めたとき

以下の病気は登園許可証は必要ありませんが、自己診断ではなく、医師の判断を必ず受けてから登園してください。

- | | |
|------------------------------|-----------------------------------|
| ・ 突発性発疹 | 全身状態が良好 |
| ・ ヘルペス性歯肉口内炎
（単純ヘルペス性感染症） | 主な症状がほとんど消失し、主治医が登園して差し支えないと認めたとき |
| ・ とびひ(伝染性膿か疹・皮膚化膿症) | 他人への感染のおそれがないと医師が認めたとき |
| ・ 頭じらみ | |
| ・ 伝染性軟属種（みずいぼ） | |

※上記に記載されていない感染症に感染した（すでにしている）場合でも、担任へ届け出て園長・看護師の指示に従ってください。その際、どこの病院に通院して、担当医よりどのような指示が出ているか報告願います。園内外への蔓延を防ぐため、ご協力をお願いします。

5. 保育園での与薬について

保育園で内服薬はお預かりできません。

病院で処方された塗り薬や目薬で保育園でも必要がある場合は、「与薬指示書」を記入していただき、お預かりする事もできます。

聖保育園における個人情報保護について

社会福祉法人筑波会聖保育園は、園児および保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて『個人情報の保護に関する法律』（以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。）及び関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

基本理念

1. 聖保育園（以下「当園」という。）では、『個人情報保護法』第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ります。

個人情報の利用目的

2. 当園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、又は日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。
3. 監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集等、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な目的に限り使用します。
4. 利用目的は
 - （1） 園児募集並びに入園に関する業務
 - （2） 保護者との連絡に関する業務
 - （3） 園児の保育に関する業務
 - （4） 園児の記録管理に関する業務
 - （5） 園児の健康状態把握に関する業務
 - （6） 卒園児の確認に関する業務 とします。

収集する個人情報の種類

5. 当園では、園児を保育するにあたり、児童票・家庭調査票・健康診断票・緊急連絡調査票等、必要最低限の情報は収集させていただきます。
6. 個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用します。

個人情報の第三者への提供の制限

7. 当園では、『個人情報保護法』第23条に規定されている下の各号に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。
 - （1） 法令に基づく場合
 - （2） 人の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - （3） 公衆衛生の向上又は園児の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - （4） 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務の遂行に

支障を及ぼす おそれがある場合

個人情報の管理

8. 当園は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩（ろうえい） 滅失、又は毀損（きそん）の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。 また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに 消去するものとします。

個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

9. 当園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分に認識し、これらの要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。
10. ただし、開示には 開示請求書が必要であり、開示手数料(500 円) も必要です。 開示には、本人（保護者）確認をさせていただきます。

個人情報非公開の範囲

12. 当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、非開示とします。

個人情報の使用

13. 当園は、当園発行のパンフレット、ホームページ等への個人情報の使用に際しましては、掲載されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、使用制限の申し出があった時は、合理的方法、範囲で対応を行います。

個人情報保護体制の継続的改善

14. 当園は、この「聖保育園における個人情報保護の方針」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつ継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

この方針は、平成 18 年 10 月 1 日より実施する。

聖保育園における保護者負担金（費用）

聖保育園における保護者負担金は、下記のようになりますのでご承知下さい。

1. 延長保育料（希望者のみ）。※別紙：延長保育事業実施要綱有り
2. ＜3歳児～5歳児＞体操着（半ズボン、半袖シャツ）
園で一括購入。
※体操着は週1回の体育指導日、運動会、園外保育（芋掘り遠足）等に使用します。
3. 絵本等は、希望者のみ。
4. インターネット写真販売を利用した園児の写真購入（希望者のみ）
5. 保護者会で決定した保護者会費（現在休止中）
6. 4・5歳児クラスの卒園対策費。（園は関与しておりません。）
7. その他：各クラスの懇談会で決定されます。（園は関与しておりません。）

“意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みの導入” ＜利用者の皆様と保育園のコミュニケーションの活性化を目指して＞

社会福祉法人筑波会では、利用者の皆様と保育園のコミュニケーションの活性化を目指して、「意見・要望・苦情・不満（以下要望等とする）を解決するための仕組みに関する規定」を設け、利用者の皆様の要望等の確に答え、よりよい保育園づくりを進めて参りたいと考えております。お気づきのことがあれば、どんな小さいことでも結構ですので、積極的に保育園に対してご要望くださるようお願いいたします。尚、仕組みは次の通りです。

（目的）

この規程は、社会福祉法第82条に基づき、聖保育園が提供する福祉サービスへの苦情を適切に解決するため必要な事項を定めることにより、福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利の擁護とサービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図ることを目的とする。

（解決の体制）

1. 解決のための園内体制について

保育園に関する要望等を解決するため、聖保育園では園長をその責任者とし、主任保育士を受付担当職員と決めました。保育園に関する要望等は担当職員へお申し出ください。

（1）苦情解決責任者 園長

苦情解決責任者は苦情解決の仕組みなどについて利用者に周知するとともに、苦情を速やかに解決するよう努めるものとする。

（2）苦情受付担当者 主任保育士

苦情受付担当者は、次の職務を行う。

1. 利用者からの苦情の受付

2. 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
3. 受け付けた苦情等の責任者への報告

2. 解決のための第三者委員について

直接保育園に言い難いことや、何度言っても解決しないことを解決するため、第三者委員として2名の方に依頼しました。第三者委員へ直接、要望等を申し出られるか、または保育園へ申し出に際し立ち会い、仲介等をお願いすることができます。

- (1) 第三者委員 ○○ ○○氏（民生委員）

住所：

TEL：

- (2) 第三者委員 ○○ ○○氏（民生委員）

住所：

TEL：

（申し出）

1. 要望等は所定の用紙【書式①】を参照し、直接、保育の担当者に申し出てください（書式①は事務所にありますので、必要な方は保育の担当者に申し出て下さい）。
2. 解決責任者である園長、あるいは受付担当者である主任保育士へ直接申し出ることもできます。
3. 保育園でお願いしている第三者委員へ直接申し出ることもできます。

（苦情の解決）

責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めるものとする。その際、苦情申出人又は責任者は、必要に応じて委員の助言を求めることができる。

委員の立ち会いによる苦情申出人と責任者の話し合いは、次により行う。

1. 委員による苦情内容の確認
2. 委員による解決案の調整、助言
3. 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

（苦情解決の記録・報告）

苦情解決や改善を重ね、これらを実効あるものとするため、次のような記録と報告を行う。

1. 担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録する。
2. 責任者は、一定期間毎に苦情解決結果を委員に報告し、必要な助言を受ける。
3. 責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び委員に対して、一定期間経過後報告（書式③参照）をする。
4. 個人情報に関するものや申込者が拒否した場合を除いて、要望等の解決について、毎年終了後に事業報告書等において公表し、保育園の改善に努めます。

「園児の在園時間内に大地震発生の場合

及び 政府の警戒宣言発令時の対策について」

上記について当園では、保育中に大地震（M5 以上を想定）が発生した場合、およそ次のような対策を立てておりますので、各保護者におかれましても、よろしくご協力くださるようお願い致します。

1、園外、他地区への避難誘導について

大規模地震発生の場合、当園の立地条件は足立区指定災害地区の隣接地でもあり、寧ろ、園外の街道等を通して他地区まで誘導するほうが、諸種の危険に遭遇する率が高いと考えられますので、園舎の炎上等がないかぎり他地区への避難誘導は、考えておりません。

2、屋外避難誘導について

地震の程度、その他により園舎が危険と判定した場合は、園長の指揮により古千谷西公園又は入谷日の出公園（ロケット公園）まで避難誘導することとします。その後行政指導等があった場合は舎人公園に避難します。

3、保護者の来園、園児の引き取りについて

大規模地震発生の場合、園から各家庭に対する緊急連絡がなくとも、保護者は適宜の方法手段によって園児引取りのため、来園することを原則としています。

緊急時の一斉発信は、コドモン（連絡帳システム）のお知らせ一斉配信で行います。

引き取りの際は担任に断り、「引き取り表」にサインをお願いします。

4、在園時間内に政府より大規模地震警戒宣言が発令された場合

- ① 警戒宣言発令は、異常発見から約2時間15分後くらいとされています。
- ② 園では、発令前から判定会議（気象庁で開く会議）を知り、全園児の安全対策を講じます。
- ③ 保護者は、テレビ、警察情報等で発令をキャッチしたら、直ちに各園児引き取りのため、来園することを原則とします。
- ④ 残留児が出た場合は、引き取りがあるまで園にとどめます。（食料・飲料水は確保してあります。）

5、月例避難訓練について

毎月1回、火災・地震等を想定し、保育行事として実施しています。

また、年1回の保護者参加の引取訓練を実施しております。

※H23年3月11日の東日本大震災は保育中に発生しましたが、毎月の訓練および引取訓練を生かしスムーズに全園児を降園させる事が出来ました。ご協力宜しくお願い致します。

6、「緊急災害時連絡票」について

災害が発生し、どうしても保護者の方と連絡が取れない場合は、この「緊急災害時連絡票」にそって親戚もしくは縁故の方に連絡を取らせていただきます。

緊急時等（事故発生）の防止及び発生時の対応）

＊保育の提供を行っているときに入所児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該入所児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

＊事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のためのマニュアルを整備する。

（2）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

（3）事故発生の防止のための職員に対する研修を定期的に行う。

＊保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

＊前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

＊入所児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応するものとする。

虐待等について

＊園長は、入所児の人権の擁護、虐待の防止等につとめる。

＊職員は、身体的苦痛を与えるあるいは、人格を辱める等の行為を行わない。

＊職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

延長保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化及び通勤時間の増加等に伴う、延長保育に対する需要に対応するため、保育所において延長保育を行うことにより、児童の福祉の向上を図るとともに、保育所運営の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において延長保育とは、以下のいずれかに該当する保育を言う。

(1) 保育標準時間認定の場合、午前7時30分から午後18時30分（11時間の開所時間）後の時間において、さらに1時間の保育時間の延長を行う保育をいう。

(2) 保育短時間認定の場合、午前8時30分から午後16時30分の保育時間の前後の時間において、さらに30分、1時間又は2時間の延長保育を行う。

(対象児童)

第3条 延長保育対象児童は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 保護者の就労形態、通勤時間、残業等やむを得ない事由により、延長保育が常態として必要であると認められる者。

(2) 長時間保育により児童の発達又は健康上支障を生じるおそれのない者。

2 対象児童の年齢は、満1歳以上を原則とする。

3 第1項の規定にかかわらず、延長保育が常態として必要であると認められないが、やむを得ない事由により、延長保育が真に必要であると認められる者は、延長保育を受けることができる。

(延長保育の申請及び決定)

第4条 前条の規定により延長保育を受けることができる者の保護者で延長保育を希望する者は、利用を開始しようとする月の前月の15日（入所した月と開始しようとする月が同月内であるときは、入所した月の5日までとする。）までに、「保育時間調べ」あるいは「変更届」に延長保育が必要な旨を記載しを園長に提出しなければならない。

2 園長は、前項に規定する書類の内容を審査し、その結果を当該保護者に通知する。

(延長保育の辞退及び解除)

第5条 前条第1項の規定により申請を行った保護者又は同条第2項の規定により延長保育の決定を受けた保護者は、勤務等の状況変更により、延長保育の必要がなくなったときは、施設長に申し出なければならない。

2 施設長は、前項に規定する辞退の申し出があったとき又は次の各号のいずれかに該当した場合は、延長保育の決定の解除又は取消しができるものとする。

(1) 第4条に規定する対象児童の要件に該当しないと認められるとき。

(2) 第6条に規定する保護者負担金を滞納したとき。

(保護者負担)

第6条 保護者に保護者負担金として費用負担を求めます。

区への保育料とは別に

(1) 保育標準時間認定の場合

月額：4,000 円

日額：500 円

を徴収します。

(2) 保育短時間認定の場合

1日1時間以内 500 円を基本として計算し、徴収します。

(3) 1歳未満児が18：30を超えて延長保育となった場合

1回につき 2,000 円を徴収します。

(4) 19時30分を超えて延長保育を行う場合

上記(1)(2)(3)とは別途、1日毎、1時間毎に 2,000 円を基本として計算し、徴収します。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか延長保育の実施に関して必要な事項は、園長が別に定める。

付 則

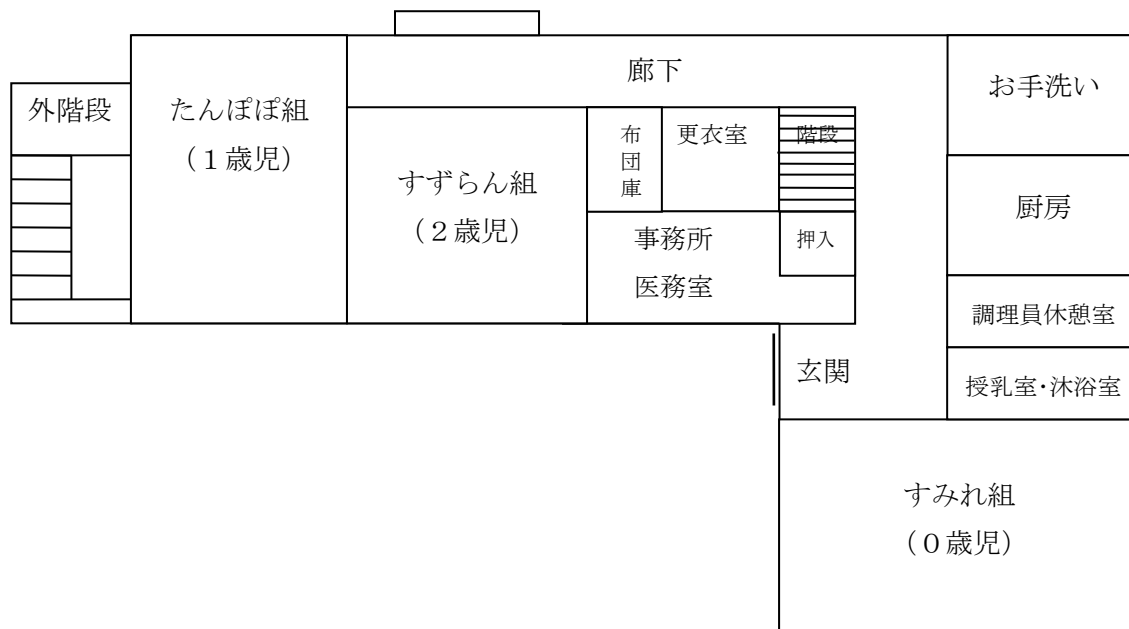
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

そ の 他 （ 園 舎 の 平 面 図 ）

一階平面図



二階平面図

